



2025年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社シイエム・シイ
代 表 者 名 代表取締役社長 佐々 幸恭
(コード: 2185、東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役CFO 杉原 修巳
(TEL. 052-322-3386)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年12月19日開催予定の第64回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更についても、同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、コーポレートガバナンスのさらなる充実を継続しつつ、取締役会等の監督機能の一層の強化、ならびに業務執行の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

2025年12月19日開催予定の第64回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行

監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

②資本政策及び配当政策の機動的遂行

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を、従来の株主総会の決議に加え取締役会決議により行うことができるよう、変更案第31条（剰余金の配当等の決定機関）および第32条（剰余金の配当の基準日）を新設ならびに変更し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および第40条（中間配当）を削除いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

2025年12月19日開催予定の第64回定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

【別紙】

		(下線が変更部分)
現 行 定 款	変 更 案	
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p>	
<p>第2章 株式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条</p> <p><u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(削除)</p>	
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>	
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>	
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>	
<p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条</p> <p>取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>	
<p>(任期)</p> <p>第20条</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条</p> <p>取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(新設)</p>		

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p><u>第31条</u> 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除と責任限定契約)</u></p> <p><u>第37条</u> 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	(削 除)
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第28条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 29 条</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 30 条</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
第 6 章 計算 第 38 条 (条文省略)	<p>第 6 章 計算</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<p><u>(剩余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 32 条</p> <p><u>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
(剩余金の配当の基準日) 第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。	<p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第 33 条</p> <p>当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p><u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<u>(中間配当)</u> 第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。	<p>(削 除)</p>
第 41 条 (条文省略) 2. (条文省略)	<p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 64 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に關し、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

以上